

令和8年度 一般会計歳出 第 10 款 2 項 1 目 12 節 委託料			
受付番号	種目番号 —	連絡先	委託担当 資源循環局 業務課資源化係 電 話 671-3819
設 計 書 1 委 託 名 栄ストックヤード内粗大金属類等仕分け等業務委託 2 履 行 場 所 栄ストックヤード(横浜市栄区上郷町1570番地 1 横浜市資源循環局栄工場跡地) ほか 3 か所 3 履 行 期 間 又 は 期 限 ☒期間 令和8年 4月 1日から令和9年 3月31日まで ☐期限 契約締結日から令和 年 月 日まで 4 契 約 区 分 ☒確定契約 ☐概算契約 5 その他特約事項 なし 6 現 場 説 明 ☒ 不要 ☐ 要 (月 日 時 分、場所) 7 委 託 概 要 本委託は、栄ストックヤードに搬入された粗大ごみや不法投棄物等について、金属類(資源物)を資源化するため必要な仕分け、分離、解体、引渡し等の業務やヤードの管理を行うものである。また、金属類(資源物)については「資源物コンテナ」に積載し、金属買受業者に引き渡すとともに、仕分け、分離及び解体により発生する燃やすごみや燃えないごみ等については、委託者の指定する場所へ搬入する。			

8 部分払

□する

(12 回以内)

☐ しない

部分払の基準

業務内容		履行予定月	数量	単位	単価	金額
	粗大金属類等仕分け等業務	4 月	1	式		
	粗大金属類等仕分け等業務	5 月	1	式		
	粗大金属類等仕分け等業務	6 月	1	式		
	粗大金属類等仕分け等業務	7 月	1	式		
	粗大金属類等仕分け等業務	8 月	1	式		
	粗大金属類等仕分け等業務	9 月	1	式		
	粗大金属類等仕分け等業務	10月	1	式		
	粗大金属類等仕分け等業務	11月	1	式		
	粗大金属類等仕分け等業務	12月	1	式		
	粗大金属類等仕分け等業務	1 月	1	式		
	粗大金属類等仕分け等業務	2 月	1	式		
	粗大金属類等仕分け等業務	3 月	1	式		

* 単価及び金額は、消費税等相当額を含まない金額。

* 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む。

委託代金額

内訳

業務価格

消費税等相当額

委託内訳書

名称	形状寸法等	数量	単位	単価 (円)	金額(円)	摘要
粗大金属類等仕分け等業務 (年間)						
直接人件費	解体作業員		人			
	運転手 (現場責任者を兼ねる)		人			
小計						A
直接物品費		1	式			B
車両損料	重機	1	式			
	燃料(重機)	1	式			
	車両(不適物運搬)	1	式			
	燃料(車両)	1	式			
	コンテナリース料		台			
小計						C
業務原価	直接業務費	1	式			D=A+B+C
	業務管理費	1	式			E
小計						F=D+E
一般管理費等		1	式			G
業務価格						H=F+G
消費税及び 地方消費税相当額						I=H×10%
委託代金額						J=H+I

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

栄ストックヤード内粗大金属類等仕分け等業務委託仕様書

1 委託の概要

受託者は、横浜市内の一般家庭等から排出され、横浜市(以下、「本市」という。)が収集した資源粗大ごみ(金属製粗大ごみ、以下「粗大ごみ」という。)や、本市内で発見され、本市が回収した不法投棄物等のうち、栄ストックヤード(横浜市栄区上郷町 1570 番地 1 横浜市資源循環局栄工場跡地、以下「ヤード」という。)に搬入されたものについて、金属類(資源物)を資源化するため必要な仕分け、分離、解体、引渡し等を行うとともに、ヤードの管理を行う。

金属類(資源物)については「資源物コンテナ」(別途委託者が契約する金属買受業者がヤード内に設置する 8 立方メートルまたは 20 立方メートルのコンテナ)に積載し、金属買受業者に引き渡すとともに、仕分け、分離及び解体により発生する燃やすごみ(以下「可燃物」という)や燃えないごみ(以下「不燃物」という)等については、委託者の指定する場所へ搬入する。

2 用語の定義

- (1) 本仕様書における「仕分け」とは、搬入された粗大ごみや不法投棄物等を、分離・解体作業を効率的に行うため、ヤード内にあらかじめ定めた場所に分けて置くことをいう。
- (2) 本仕様書における「分離」とは、仕分けされた粗大ごみや不法投棄物等を金属類(資源物)、可燃物や不燃物、処理困難物等に分けることをいう。
- (3) 本仕様書における「解体」とは、座椅子やスプリングマットレスなど金属が内蔵されている製品類等を、手を加え、金属類(資源物)、可燃物や不燃物、処理困難物等に分けることをいう。

なお、解体が必要な製品の品目や解体の範囲については、受託者は委託者の指示に従うものとする。

3 履行場所

- (1) 仕分け作業等及びヤード管理場所
栄ストックヤード
(横浜市栄区上郷町 1570 番地 1 横浜市資源循環局栄工場跡地)
- (2) 可燃物運搬先
横浜市資源循環局金沢工場(横浜市金沢区幸浦二丁目 7 番 1 号)
- (3) 不燃物運搬先
別途指定(本市内)
- (4) 処理困難物等運搬先
神明台処理困難物ヤード
(横浜市泉区池の谷 3949 番地 横浜市資源循環局神明台処分地内)

4 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 作業日及び作業時間

作業日は前条の履行期間のうち、原則として月曜日から土曜日とし、日曜日及び12月31日から1月3日までは休日とする。また、作業時間は原則として8時45分から17時15分までとする。

ただし、業務上必要な場合は、委託者の指示により作業日、休日及び作業時間を変更することがあり、その場合、受託者は委託者の指示に従わなければならない。

6 履行対象物

本委託に係る履行対象は、本市内の一般家庭等から排出され、本市が分別収集により回収した資源粗大ごみ(金属製粗大ごみ)、本市が回収等をした金属製の不法投棄物、及び自治会町内会ごみ等(以下、「搬入物」という。)のうち、前履行期間(前年度)の最後の作業日の正午以降にヤードに搬入された搬入物から、原則として本委託の履行期間(本年度)の最後の作業日の正午までにヤードに搬入された搬入物までとし、その履行対象となる搬入物については、受託者の責務において中間処理を実施しなければならない。

7 委託業務内容(仕分け、分離、解体、引渡し等)

(1) 搬入物の受入、誘導

受託者は、ヤードへ粗大ごみや不法投棄物等を搬入する平積みトラック及び小型破碎機付機械車等(以下「搬入車両」という。)及び金属買受業者の車両等を状況に応じて安全に誘導しなければならない。その際、受託者は自ら進んで搬入者に声をかけ、円滑に搬入できるようにすること。また、搬入車両から搬入確認書等を受領し、搬入物の種類、個数等を確認した上で、搬入車両等に対し、搬入物を降ろす場所等を誘導しなければならない。

(2) 仕分け作業

搬入車両によりヤード内に搬入された粗大ごみや不法投棄物等を受託者が金属類(資源物)、可燃物及び不燃物に仕分けを行うため、受託者は、次の分類のとおり搬入車両に対し搬入物を降ろす場所を指示しなければならない。

なお、受託者が仕分け作業に際し疑義が生じた場合には、委託者と別途協議するものとする。

ア 分離・解体作業が不要な金属類(資源物)

イ 分離作業が必要な金属類(資源物)

ウ 解体作業が必要な金属製品

(ア) スプリングマットレス、スプリングのあるソファベッド、座椅子等金属製

(イ) その他の金属製品

エ 石油ストーブ、オイルヒーター等

オ ガスヒーター、電動自転車、掃除機のバッテリー等

カ 不燃物

キ 処理困難物(耐火金庫、タイヤ、バッテリー、消火器、高圧ガス容器、廃油・廃液等)

ク その他

(3) 仕分け後の作業

ア 分離、解体作業が不要な金属類(資源物)

受託者は、分離・解体が不要な金属類(資源物)は「資源物コンテナ」に積み込み、その際には、重機等で簡易破碎・圧縮を行い、「資源物コンテナ」を搬送する金属買受業者の車両の最大積載量を超過せず、車両の走行に支障をきたさない範囲において、可能な限り多くの資源物を金属買受業者の「資源物コンテナ」に積載しなければならない。

また、受託者は「資源物コンテナ」に積載する際、可能な限り金属買受業者の希望を聞くよう努めるとともに、自転車類を「資源物コンテナ」の上部に積載するよう努めるものとする。

イ 分離作業が必要な金属類(資源物)

受託者は、搬入された粗大ごみ・不法投棄物等が金属類(資源物)と他の可燃物・不燃物と混載されていた場合は、これを分離し、分離した金属類(資源物)は、分離・解体が不要な金属類(資源物)と同様に金属買受業者の「資源物コンテナ」に積み込まなければならない。

ウ 解体作業が必要な金属製品及び解体作業の内容

(ア) スプリングマットレス、ソファークッション、座椅子等金属製品

受託者は、スプリングマットレス、ソファークッション、座椅子等の金属類(資源物)が内蔵されている製品は手作業により解体し、金属類(資源物)は金属買受業者の「資源物コンテナ」へ積み込み、それ以外のものは可燃物と不燃物に分けなければならない。

スプリングマットレスについては、スプリングマットレスのみを「資源物コンテナ」へ積み込むものとする。

マットレスのうち、スプリングが一つ一つ独立しており不織布で包まれているもの(ポケットコイルマットレス等)については、受託者は別紙の参考画像の状態まで仕分けを実施しなければならない。

なお、降雨時にポケットコイルマットレス等の不織布に雨水が染み込まないよう適切な対応を行い、金属類(資源物)の品質向上に努めなければならない。

(イ) 受託者は、粗大ごみ収集委託業務受託者がヤード搬入時に提出する「粗大ごみ搬入個数確認書」及び不法投棄物を搬入する本市職員(資源循環局事務所、各区土木事務所等)並びに清掃業務受託業者等から「不法投棄物ヤード搬入確認書」を受領し、スプリングマットレス、ソファークッション、座椅子等の個数を確認しなければならない。

(ウ) 受託者は、上記のほか搬入確認書のないものについては搬入者立会いのもと、品名及び個数を記録しなければならない。

(エ) その他の解体作業が必要な金属製品

本項ア以外の、その他の解体作業が必要な金属製品について、受託者は、解体を行った後、金属類(資源物)は金属買受業者の「資源物コンテナ」へ積み込み、それ以外のものについては可燃物と不燃物に分けなければならない。

(オ) 石油ストーブ、オイルヒーター等

石油ストーブ、オイルヒーター等、灯油やオイル等の抜き取り作業が必要な物について、受託者は、灯油やオイルを抜き取った後、抜き取った灯油やオイルはヤード内に設置してある委託者が定める容器に詰め込み、灯油等を抜き取った後の石油ストーブやオイルヒーターなどは金属類(資源物)として金属買受業者の「資源物コンテナ」に積み込まなければならない。

(カ) ガスヒーター、電動自転車、掃除機のバッテリー等

ガスヒーター、電動自転車、掃除機のバッテリー等、発火の危険性のある物については、受託者はバッテリーを抜き取る等の必要な措置を行い、発火の危険性を除去するよう努めなければならない。なお、抜き取ったバッテリーの処理方法については、受託者と委託者の協議の上、対応するものとする。

なお、バッテリー内蔵製品など、バッテリー等の取り外しが困難なものの処理方法について、委託者から指示があった場合には、受託者はその指示に従い、適切に対応をしなければならない。

(キ) 不燃物

不燃物について、受託者は分離・解体作業後に発生した不燃物とともに集積し、個々の不燃物の長辺が 30 センチメートル以下の大きさとなるよう破碎しなければならない。

また、南本牧最終処分場に投入する際に浮遊する恐れのある形状(中空形状のもの等)や、埋立密度を妨げるような形状(U字溝等)を不燃物が有している場合は、水没し、かつ埋立密度を妨げない形状になるまで破碎を行うこと。

なお、極めて破碎が困難なものについては、委託者にその旨を報告し、委託者の指示に従わなければならない。

(ク) 処理困難物(耐火金庫、タイヤ、バッテリー、消火器、高圧ガス容器、廃油・廃液等)

搬入される不法投棄物のうち、処理困難物(耐火金庫、タイヤ、バッテリー、消火器、高圧ガス容器、廃油・廃液等)について、受託者は「処理困難物ヤード」に降ろすよう、搬入車両に対し、指示及び誘導を行わなければならない。

また、搬入物に処理困難物が混入していた場合は、神明台処分地内「処理困難物ヤード」に受託者が運搬すること。

エ PCB が使用されている可能性のある照明器具を発見した場合、横浜市資源循環局事業系廃棄物対策課に連絡をすること。

オ 受託者が分離、解体作業に際して疑義が生じた場合には、委託者と別途協議するものとする。

カ 受託者は、金属類(資源物)の品質向上に努めなければならない。

(4) 搬入物の処理

受託者は、搬入物を原則として搬入された日の作業時間内に分離・解体・積み込み等の作業を終えるよう可能な限り努めるとともに、仮に翌日以降に搬入物を残す場合には、搬入物が飛散や盗難被害等が発生しないよう、受託者の責務において適切な措置を行わなければならない。

(5) 運搬

ア 受託者は、分離・解体後の可燃物を資源循環局金沢工場に、不燃物を別途指定する市内施設に、処理困難物を神明台処分地内の「処理困難物ヤード」に運搬するものとする。なお、オイルヒーターから抜き取ったオイルの入った容器については、別途協議の上、運搬場所を決定することとする。

なお、受託者は、運搬の頻度等について、委託者から特別の指示があった場合には、それに従うとともに、資源循環局金沢工場、不燃物運搬先施設及び神明台処分地内の「処理困難物ヤード」の運用等が変更になった場合、受託者はその変更に従わなければならない。また、業務上必要な場合や施設の状況等により搬入施設の変更を指示する場合がある。

イ 受託者は前号に規定する運搬にあたり、委託者、資源循環局栄事務所、資源循環局金沢工場、不燃物運搬先施設、神明台処分地の管理者及び関係機関の指示に従うとともに、本委託業務以外で発生した可燃物・不燃物を混載してはならない。

(6) 関係者との連絡調整

受託者は、円滑かつ安全な作業・運搬等が行えるよう、委託者、資源循環局栄事務所、資源循環局金沢工場、不燃物運搬先施設、神明台処分地等の管理者及び関連機関、金属買受業者等との連絡調整を十分に行わなければならない。

(7) 業務量

ヤード内の業務量実績(半期毎)は以下のとおりである。なお、搬入量の増減により、令和8年度の業務量は令和7年度上半期までの傾向と異なることも想定される。

搬入量の増減が生じた場合、受託者は委託者の指示に従い、適切に対応しなければならない。

	令和7年度	令和6年度		
	上半期	上半期	下半期	年度計
スプリングマットレス、ソファベッド(個)	4,633	4,370	4,485	8,855
座椅子等金属製品(個)	5,405	6,998	6,031	13,029
可燃物の運搬(t)	110.78	104.43	104.36	208.79
不燃物の運搬(t)	17.64	14.93	19.27	34.2

8 委託業務内容(ヤード内の管理運営)

(1) 関係機関との連携

受託者は、委託者、資源循環局栄事務所、各施設及び関連機関、資源物買受業者等との協力、連携を率先して図り、受託者のノウハウや創意工夫等を活かし、本委託業務における効率的かつ安全なヤードの管理運営及び保全等を図るよう努めるものとする。

(2) 整理整頓

受託者は、本ヤードを常に良好な状態に保ち、本委託業務や粗大ごみ等の搬出入等が安全・円滑に行えるよう、重機及び手作業によって常にヤード内を整理整頓し、搬出入に十分なスペースを確保するとともに、やむを得ない場合を除き、搬入車両の待ち時間を最長でも 10 分程度になるよう適切にヤード管理及び誘導等に努めなければならない。

(3) 開始及び終了時の対応

受託者は作業日ごとに、開始時にはヤード内出入口のバリケード等を移動するとともに、終了時にはバリケード等を移動して出入口を閉鎖し、作業時間外にヤード内に部外者が侵入しないよう、またヤード内の粗大金属類等が盗難されないよう、ヤード内の出入口の管理を行わなければならない。

(4) 安全な車両の誘導

受託者は、搬入車両や金属買受業者の車両等を状況に応じて安全かつ適切に誘導しなければならない。

(5) 予防保全及び報告義務

受託者は、ヤード内の破損及び汚損等に対する予防保全等に努め、日常の点検等を行うとともに、ヤード内での不具合等を発見した際には、速やかに委託者に報告するものとし、ヤード運営に支障をきたさないよう委託者と協議のうえ直ちに保全措置等を講じるものとする。

また、重大かつ緊急な対応が必要な不具合が生じた場合には、受託者は委託者への速やかなる報告に加え、資源循環局栄事務所に対しても直ちに報告しなければならない。

(6) 安全及び衛生保持

受託者は、本委託及びそれに関連する作業等に伴う振動、騒音、ごみの飛散等に十分注意し、常に作業の安全と施設の衛生保持に努めなければならない。

特に、粗大ごみ等に貼られている個人情報記載のシールについては、受託者は本委託の作業員に対し個人情報保護の重要性の周知徹底を図るとともに、受託者が責任を持って処分し、第三者が個人情報を知りえない状態にしなければならない。

(7) 受託者は、委託者の指示に従い、関係者とともに防災訓練等に協力すること。

9 実施方法

(1) 人員

ア 受託者は、本委託の作業等が円滑に行われるよう、搬入量等に応じてヤード内に適正な作業員の人数を配置しなければならない。

イ 受託者は、職員の雇用にあたっては、労働基準法(昭和 22 年 7 月法律第 49 号)その他の労働関係法規を遵守しなければならない。

ウ 受託者は、作業員のうち 1 名を現場責任者とし、現場責任者はヤードに常駐して作業の管理や委託者及び関係者との連絡調整、緊急時の対応について責任を持って誠実に行わなければならない。特に現場責任者は、円滑にヤード運営をできるよう親切丁寧に対応すること。

ただし、現場責任者が可燃物もしくは不燃物の運搬車両の運転手を兼ねる場合については、可燃物もしくは不燃物の運搬中においても、迅速に受託者及びヤードの作業員等と連絡が可能な体制を整えること。

エ 受託者は、本委託に従事する作業員に対し、受託者の責務において、過労対策や夏季熱中症対策、冬季凍結対策等の作業員の労務環境の維持向上に努めなければならない。

(2) 重機及び車両

ア 受託者は、搬入物の整理、搬入物の解体作業を行うため、必要な重機車両その他の機材等を設置しなければならない。

イ 前号の重機車両その他の機材等のうち、その運転操作等に資格を必要とする業務については、必ず各資格の有資格者が運転操作等を行わなければならない。

ウ 資格を保有しない者が資格を必要とする業務に従事した場合の責は受託者が負わなければならない。

エ 受託者が本委託設置する重機及び車両については、履行期間開始日の 14 日前までに「使用車両届出書(IC カード借用書)(様式 1)」と当該車両の有効な「自動車検査証」等の写しを提出した上で使用しなければならない。

また、「使用車両届出書(IC カード借用書)(様式 1)」の記載内容に変更があった場合は、受託者は直ちに委託者に報告するとともに、変更の日付を明記した「使用車両変更届出書(IC カード借用書)(様式 2)」と当該車両の有効な「自動車検査証」等の写しを委託者に対し、速やかに提出しなければならない。

なお、電子車検証の交付を受けている場合は、「自動車検査証記録事項」の写しを提出すること。

(3) 運搬車両等

ア 可燃物及び不燃物の運搬には、原則として設置計量器に対応する破砕機付機械車を使用する。破砕機付機械車以外の車両を使用する場合は、事前に委託者と調整すること。

設置計量器：縦 6.5m×横 2.7m×高さ 4.2m、秤量 20 トン

イ 受託者は、運搬に際し、最も安全かつ効率的な経路を選択し、自動車事故の防止を図るため、道路交通法(昭和 35 年 6 月 25 日法律第 105 号)等関係法令を遵守しなければならない。

ウ 受託者の運搬車両の神明台処分地への搬入・搬出ルートについては、別紙のとおり委託者が指示する経路に従って搬出入するとともに、資源循環局栄事務所敷地内、神明台処分地構内等各施設内では、その制限速度を遵守し、他の車両等の走行に十分注意するとともに、委託者、資源循環局栄事務所、神明台処分地等各施設管理者及び関係機関の指示に従わなければならない。

エ 受託者は、運搬車両が積載可能重量を超えて積荷等を載せてはならない。仮に、受託者の運搬車両等が積載可能重量を超えて運搬等をした場合等には、受託者の責任とする。

オ 受託者は、運搬中、飛散防止に努め、汚物、汚水等が道路上等にこぼれないようにするとともに、騒音、振動等により、運搬経路周辺の住環境等に支障等をきたさないように十分注意しなければならない。

また、騒音、振動等に対し、委託者、資源循環局栄事務所、各施設管理者及び関係機関等からの指示があった場合には、受託者は適切に対応するよう努めなければならない。

カ 受託者が可燃物を工場破砕機等に投入する際には、工場職員及び関係機関の指示に従い、安全確保に努めなければならない。

(4) 計量

ア 計量方法

(ア) 受託者は、可燃物・不燃物の搬出・搬入にあたり、ヤード内のトラックスケールを用いて積載重量の計量を行うとともに、それぞれの搬入先で積載重量及び空車重量の計量を行わなければならない。また、受託者は、本計量を必ず同日中に行わなければならない。

(イ) 受託者は計量方法等については各施設管理者及び関係機関の指示に従わなければならない。また、受託者は各施設が発行する計量伝票等を受領し、必ず保管しなければならない。

イ 計量時間

(ア) 受託者は、金沢工場での計量及び搬入作業等を日曜日及び年末年始休暇(12月31日から1月3日)を除く8時30分から12時00分まで及び13時00分から16時00分までの間に完了させなければならない。

(イ) 受託者は、南本牧廃棄物最終処分場での計量及び搬入作業等、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始休暇(12月29日から1月3日)を除く8時45分から12時00分まで及び13時00分から16時00分までの間に完了させなければならない。

(ウ) 受託者は、ヤード内のトラックスケールでの計量を日曜日及び年末年始休暇(12月31日から1月3日)を除く8時30分から12時00分まで及び13時00分から15時30分までの間に完了させなければならない。

(エ) 上記施設等の計量時間等は委託者からの指示により変更になる場合もあり、その場合、受託者はその指示に従わなければならない。

ウ ICカード

- (ア) 受託者が可燃物を搬入する際には、委託者が貸与する IC カードを必ず持参し、受託者は当該 IC カードを用いて計量を行わなければならない。
- (イ) 計量に際し、受託者が IC カードを持参しない場合には、本市は IC カードを持参しない受託者の当該搬入物の計量を行わないものとし、当該搬入物の工場等への搬入等を認めないものとする。
- (ウ) 受託者は、万が一 IC カードを紛失・き損した場合は速やかに委託者へ連絡し、再交付を受けなければならない。なお、紛失・き損した IC カードは受託者が実費弁償するものとする。
- (5) 金沢工場等の搬入停止等
受託者は、金沢工場等の一時搬入停止等、変更に伴う対応(代替の搬入先等)が必要となったときは、委託者の指示に従わなければならない。

10 搬入物の範囲

- (1) 本市が一般家庭から収集する粗大ごみ
主に、港南区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区
- (2) 不法投棄物等として収集された物
本市全区
- (3) その他
委託者が搬入を許可した物

11 履行状況の報告等

(1) 提出書類

受託者は、各月の委託業務終了後、搬入時に搬入車両から受領した「粗大ごみ搬入個数確認書」及び「不法投棄物ヤード搬入確認書」と可燃物及び不燃物搬出・搬入時の計量伝票を添付し、翌月の5日までに「栄ストックヤード内粗大金属類等仕分け等業務委託作業・運搬実績報告書(様式3)」、「可燃物・不燃物運搬量内訳(様式4)」、「スプリングマットレス、ソファベッド搬入・仕分け個数内訳(様式5)」、「座椅子等金属製品搬入・仕分け個数内訳(様式6)」、「委託業務履行完了部分検査申請書(様式12)」を委託者に対して提出しなければならない。

また、履行期間終了後、速やかに「完了届出書(様式13)」を提出すること。

(2) 対象物

前号に規定する報告書等は前月の最後の作業日の正午以降に搬入された搬入物から、各月の最後の作業日の正午までに搬入された搬入物を対象とする。

受託者は、分離・解体後の金属類(資源物)で各月の最後の作業日の正午までに搬入されたものについては、その日の16時までに金属買受業者に引渡しが行えるよう金属買受業者の「資源物コンテナ」に積込み、各月の最終作業日の正午以降に搬入のあったものについて、分離・解体したものは区別して、翌月分として計量して報告するものとする。

なお、金属買受業者への引渡し時間について、委託者から別に指示がある場合には、受託者はこれに従わなければならない。

可燃物及び不燃物についても、受託者は資源物と同様に各月の最終作業日の正午までに搬入されたものと、正午以降に搬入されたものはそれぞれ区別して搬出計量し、正午以降に搬入のあったものは、翌月分として報告するものとする。

(3) 履行確認

委託者は、委託業務の履行に関して、「履行確認書(様式7)」を用いて適時、確認を行い、受託者に対し必要な指導を行う。この場合、受託者は、委託者からの指導に従うものとする。

(4) その他

その他、委託者が本委託の履行に関して、受託者に対し必要な報告等を求めた場合には、受託者は委託者の指示に従い、誠実かつ速やかに報告等の対応をしなければならない。

12 作業上の注意事項

(1) 服装等

受託者は、本委託の作業中は常に作業着(受託者において統一したものに限る)・手袋・安全靴・帽子・その他従業員の安全対策上必要なものを着用しなければならない。

(2) 安全対策

受託者は、労働基準法(昭和22年4月7日法律第49号)・労働安全衛生法(昭和47年6月8日法律第57号)その他関連法令の定めるところにより、本委託に従事する従業員に対する安全及び衛生についての対策、福利厚生並びに研修等について、適正に実施しなければならない。特に安全衛生の実施にあたっては、委託者と適宜協議しながら、作業を安全に行わなければならない。

(3) 現場責任者等

受託者は、円滑な業務執行が可能な現場責任者・作業員等を常時確保し、関係する役職員及び現場責任者・作業員等の氏名・職務分担及び資格等を記載した「現場責任者・業務従事者選定通知書(様式9)」を履行期間開始日の14日前までに委託者に提出しなければならない。

なお、受託者が「現場責任者・業務従事者選定通知書(様式9)」を委託者に提出することをもって、廃棄物処理委託契約約款第3条に規定する契約履行着手届出書の提出に替えるものとする。

また、「現場責任者・業務従事者選定通知書(様式9)」の記載内容に変更があった場合は、受託者は直ちに委託者に報告するとともに、変更の日付を明記した「現場責任者・業務従事者変更通知書(様式10)」を委託者に対し、速やかに提出しなければならない。

(4) 飛散ごみ類の処理

受託者が本委託を実施するにあたり、解体作業等によって発生し、ヤード内外へ飛

散したごみ類等については、受託者が責任を持って回収、清掃及び処分を行い、ヤード内外の適切な環境の確保に努めなければならない。

また、委託者が、本委託の実施に伴って飛散したごみ類等の回収、清掃及び処分を指示した場合には、受託者は速やかに対応しなければならない。

(5) 油含水対策

受託者は、本委託の実施に伴い、油含水がヤード内に排出された場合は、スプリングマットレスの解体時に分離された布等に油含水を染み込ませて処理をすること。

(6) 作業日以外の修繕等

受託者の所有する機材、設備等に修繕が必要な場合において、本委託作業日以外の日に修繕を実施する場合には、やむを得ない緊急事態の場合を除き、委託者に対して当該作業予定日の14日前までに通知を行うとともに、委託者の事前承認を得なければならない。

(7) 事故発生時の対応

受託者は、事故及び労働災害が発生した場合は、別添「事故における対応について」に基づき適切に対応するとともに、過失割合にかかわらず関係者に対して誠意を持って対応しなければならない。

(8) 搬入物の取扱いについて

搬入物については、本市が指定した搬入施設以外には持ち出さないこと。特に金属類（資源物）については、栄ストックヤードの敷地外に持ち出してはならない。

13 施設等の損害復旧

(1) 損害への対応等

受託者が作業の遂行中において、受託者の責めに帰すべき事由により第三者、本市施設、周辺の建物及びその他の設備、車両等に損害を与えた場合、受託者は、委託者の指示に基づき、修繕や損害賠償等必要な措置を講じるとともに、その費用を負担しなければならない。

(2) リスク負担等

受託者の責めに帰すべき事由によらない損害または受託者の責めに帰すべき事由に加え他の責めに帰すべき事由により生じた損害等に係るリスク負担については、その損害の発生事由や損害状況等に応じ、委託者と受託者が協議のうえ、対応するものとする。

14 電気使用料等

(1) 電気使用料金

本委託に関連する電気使用料は受託者の負担とする。受託者は、節電に努めるとともに、各月の末日作業終了時に検針し、翌月の5日までに「栄ストックヤード電気使用量報告書(様式8)」を用いて委託者に報告しなければならない。また、受託者は、報告に基づいて委託者が発行する納入通知書により速やかに納入することとする。

(2) 行政財産目的外使用

原則として資源循環局栄事務所敷地内への個人の通勤用等車両の駐車等は認めないものとする。

やむをえない場合は、受託者は、行政財産の用途または目的外使用に係る使用料に関する条例(昭和 39 年 3 月 13 日横浜市条例第 7 号)及び関連法令に基づき、委託者に対し、通勤用等車両の駐車等に係る行政財産目的外使用許可を申請するとともに、その許可を得なければならない。

また、受託者の申請に基づき当該通勤用車両の駐車等に係る行政財産目的外使用許可を得た場合には、行政財産の用途または目的外使用に係る使用料に関する条例に基づき、原則として当該通勤用等車両の駐車等に係る使用料を本市に対して納入しなければならない。

15 備品類等

(1) 善管注意義務

受託者は、履行期間中、ヤード内の備品類や機材等を常に良好かつ安全な状態に保たなければならない。また、委託者所有の備品類や機材等を使用する際、受託者は善良なる管理者の注意義務を負うものとする。

(2) ヤード内の備品

受託者は、履行期間中、ヤード内の備品を本業務遂行のためにのみ使用するものとし、受託者及び委託者以外の第三者に権利を譲渡し、又はヤード又は本市関連業務での利用以外の目的で貸与してはならない。

(3) 事務所等

ヤード内にある事務所スペースは、委託者所有のものであり、履行期間中は受託者が委託者の許可を得て使用できるものとする。なお、当該事務所内の備品類は原則として受託者が用意するものとする。

16 付帯業務

(1) トイレ管理

受託者は、ヤードに隣接し、主に受託者の作業員が使用する簡易トイレの清掃等を行わなければならない。また、簡易トイレの必要消耗品類(トイレ用洗剤、トイレトペーパー等)は受託者が用意し、その費用を負担するものとする。

(2) その他

本委託の実施に伴い生じた付帯業務については、その都度、委託者と受託者が協議の上、その対応を行うものとする。

17 緊急事態発生時の対応

- (1) 受託者は、委託者と協議の上、「栄ストックヤード緊急連絡網(様式 11)」を作成し、履行期間開始日の 14 日前までに委託者に提出しなければならない。また、緊急時に迅

速に連絡および対応がとれる体制を整え、そのことを業務従事者に周知することで、危機管理対策に努めること。

- (2) 受託者は、地震、台風による災害発生時等の緊急事態に備え、業務従事者を臨時招集できる体制を確立し、そのような緊急事態が発生した際には、委託者の指示に従うこと。
- (3) 受託者は、緊急事態が発生した場合の作業については、委託者の指示に従うこと。
特に市内で震度5強以上を観測した場合には、速やかに委託者に連絡することとし、業務従事者の安否状況、被害状況及び受託者自身の会社運営状況等の報告を求められた際にも対応できるよう情報を把握しておくこと。電話等での連絡ができない状況の場合には、翌稼働日の稼働時間前までに業務課に参集する等して、連絡をとること。
- (4) 緊急事態発生時には、収集運搬計画を変更し、搬入場所や搬入時間について変更する必要があるため、委託者の指示に従うこと（上記の場合でも契約変更の対象とはならない）。

18 本市施策等への協力義務

(1) 協力義務

受託者は、本委託内容に関連する本市の施策に、積極的に協力するよう努めるものとする。

(2) 金属類(資源物)の品質向上

受託者は、金属類(資源物)の品質向上のため、委託者及び資源物買受人等と協議の上、必要な措置を講じるとともに、受託者は、搬入物の金属類(資源物)、可燃物、不燃物への仕分け、分離、解体に関すること及び金属類(資源物)のコンテナへの積載重量等、委託者の指示に従い、迅速かつ誠実に対応しなければならない。

(3) 委託者への提案

受託者は、そのノウハウや創意工夫を活かし、ヤードの維持管理や金属類(資源物)の品質向上等の新たな業務改善の取組を委託者に対し提案することができるものとする。

19 事前準備及び業務の引継

(1) 事前準備

受託者は、履行期間開始日に先立ち、本委託の業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。また、本業務を遂行するために許可や備品類、重機その他機材、設備等が必要となる場合は、受託者の責任及び費用において準備しなければならない。

なお、受託者は、本委託の業務に先立ち必要がある場合には、履行期間開始日前に、ヤード内の視察を委託者に対し申し出ることができる。

(2) 継続性の確保

受託者は、本委託の業務の開始または終了にあたり、前年度受託者及び委託者その

他関係者との連絡調整を十分に行い、本業務の継続性を妨げないよう留意しなければならない。

(3) 引継ぎ

受託者は、履行期間終了時に、次期受託者が円滑かつ支障なく本委託の業務やヤード管理等を遂行できるよう、次期受託者及び委託者その他関係者との連絡調整を十分に行い、適切かつ誠実に引継ぎを行わなければならない。

(4) 引渡し

受託者は履行期間の終了までに、履行期間開始日を基準として管理ヤードを原状に回復し、委託者及び次期受託者に管理ヤードや事務所等を明け渡すとともに、受託者が設置した機材、備品類等を撤去することを原則とする。

ただし、受託者は、履行期間終了日14日前までに委託者及び次期受託者と協議を行い、委託者及び次期受託者が認めた場合には、受託者は管理ヤードの原状回復を行わず、別途委託者が定める状態で管理ヤードや事務所、受託者が設置した機材や備品類等を委託者または次期受託者に対して明け渡し又は引渡しを行うことができるものとする。

(5) 備品類の引取り

受託者は、前年度受託者が設置した機材、備品類等について、引取りを希望する機材、備品類等がある場合には、受託者は履行期間開始日14日前までに前年度受託者及び委託者と事前協議を行い、委託者及び前年度受託者の承諾を得た上で、前年度受託者が設置した機材、備品類等を引取ることができるものとする。

20 守秘義務

受託者は業務上知り得た情報を漏らしてはならない。また、受託者が業務上知り得た情報等について、受託者は漏えいや盗難、滅失、き損その他の事故を防止するための安全措置を講じるほか、秘密保持に関して必要な措置を講じなければならない。

21 契約の解除

委託者は、受託者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反し一般廃棄物について行政処分を受けた場合、契約を解除することができる。

22 適用文書

受託者は、本業務を遂行するに当たり、別記「廃棄物処理委託契約約款」を遵守しなければならない。

23 その他

- (1) 受託者は、各種法令順守を徹底するほか、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図らなければならない。
- (2) 本委託の履行期間内の契約単価の変更は原則として行わないものとするが、やむを

得ない場合が生じた場合には、委託者と受託者が誠実に協議し、これに対応するものとする。

- (3) 受託者は、本委託に関する仕様書及び関係書類、関連法令等を熟覧のうえ、本契約を締結しなければならない。
- (4) 受託者は誠実に本委託を実施するものとし、契約締結後、履行本仕様の記載事項及び関係書類、関連法令等に対する受託者からの異議は一切認めないものとする。
- (5) 受託者は、本委託の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合、その委託先又は請負先に対しても、その業務にあたり本仕様書、廃棄物処理委託契約約款、横浜市契約規則及び関連法令等を遵守するよう適切な対応を行わなければならない。
- (6) 本委託の履行に関し疑義が生じた場合には、委託者と受託者が協議のうえ解決するものとする。

資源循環局栄事務所及び粗大金属栄ヤード案内図



※別紙

参考画像①



参考画像②



使用車両届出書（ICカード借用書）

年 月 日

横浜市契約事務受任者

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

栄ストックヤード内粗大金属類等仕分け等業務委託において使用する車両について、次のとおり届け出ます。また、あわせて工場搬入時の検量のため、ICカードを使用します。

契約件名

栄ストックヤード内粗大金属類等仕分け等業務委託

No.	自動車の種別	ナンバープレート情報				最大積載量 (車検証より) (kg)	車両重量 (車検証より) (kg)	車両総重量 (車検証より) (kg)	備 考
	・破碎車 ・平ボディ ・その他()	陸運支局名 【横浜】等	3桁の分類番号 【3桁の数字】	用途名称 【一桁のひらがな】	車両番号 【4桁の数字】				
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									

ICカード借用期間 〔借用日〕 年 月 日 ICカード 枚 受領サイン
〔返却日〕 年 月 日 ICカード 枚 受領サイン

※ ICカードを紛失・き損した場合は、実費弁償となります。(廃棄物処理委託契約約款第12条第11項)

栄

(様式2)

使用車両変更届出書 (ICカード借用書)

年 月 日

横浜市契約事務受任者

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

栄ストックヤード内粗大金属類等仕分け等業務委託において使用する車両について、次のとおり変更を届け出ます。また、あわせて工場搬入時の検量のため、ICカードを使用します。

契約件名	栄ストックヤード内粗大金属類等仕分け等業務委託
------	-------------------------

No.	自動車の種別	ナンバープレート情報				最大積載量 (車検証より)	車両重量 (車検証より)	車両総重量 (車検証より)	備 考
	・破碎車 ・平ボディ ・その他()	陸運支局名 【横浜】等	3桁の分類番号 【3桁の数字】	用途名称 【一桁のひらがな】	車両番号 【4桁の数字】	(kg)	(kg)	(kg)	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									

ICカード借用期間	〔借用日〕	年 月 日	ICカード	枚	受領サイン
	〔返却日〕	年 月 日	ICカード	枚	受領サイン

※ ICカードを紛失・き損した場合は、実費弁償となります。(廃棄物処理委託契約約款第12条第11項)

※ 既に提出している使用車両届出書(ICカード借用書)(様式1)の記載事項をすべて記載した上で、備考欄に変更項目(追加、削除等)が分かるように記載すること。

栄ストックヤード内粗大金属類等仕分け等業務委託
作業・運搬実績報告書

年 月分

受託者 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

ヤード内作業日数	日
スプリングマットレス、ソファークッション作業個数	個
その他の金属製品作業個数	個
可燃物運搬量	トン
不燃物運搬量	トン

添付書類

- ☐ 可燃物・不燃物運搬量内訳(様式4)
☐ スプリングマットレス、ソファークッション搬入・仕分け個数内訳(様式5)
☐ 座椅子等金属製品搬入・仕分け個数内訳(様式6)
☐ 栄ストックヤード電気使用量報告書(様式8)
☐ 委託業務履行完了部分検査申請書(様式12)
(☐ 完了届出書(様式13)(※履行期間終了後))

年 月分
可燃物・不燃物運搬量内訳

契約件名	栄ストックヤード内粗大金属類等仕分け等業務委託			
日付(曜 日)	可燃物		不燃物	
	回	トン	回	トン
1日 ()				
2日 ()				
3日 ()				
4日 ()				
5日 ()				
6日 ()				
7日 ()				
8日 ()				
9日 ()				
10日 ()				
11日 ()				
12日 ()				
13日 ()				
14日 ()				
15日 ()				
16日 ()				
17日 ()				
18日 ()				
19日 ()				
20日 ()				
21日 ()				
22日 ()				
23日 ()				
24日 ()				
25日 ()				
26日 ()				
27日 ()				
28日 ()				
29日 ()				
30日 ()				
31日 ()				
計				

年 月

スプリングマットレス、ソファークッション搬入・仕分け個数内訳

契約件名		栄ストックヤード内粗大金属類等仕分け等業務委託										
日 付	ヤードへの搬入個数											
	粗大ごみ収集受託者					資源循環局事務所		土木事務所		その他		計
						区	個数	区	個数	搬入者	個数	
1日（ ）												
2日（ ）												
3日（ ）												
4日（ ）												
5日（ ）												
6日（ ）												
7日（ ）												
8日（ ）												
9日（ ）												
10日（ ）												
11日（ ）												
12日（ ）												
13日（ ）												
14日（ ）												
15日（ ）												
16日（ ）												
17日（ ）												
18日（ ）												
19日（ ）												
20日（ ）												
21日（ ）												
22日（ ）												
23日（ ）												
24日（ ）												
25日（ ）												
26日（ ）												
27日（ ）												
28日（ ）												
29日（ ）												
30日（ ）												
31日（ ）												
計												

＋前月末ヤード内残個数

－当月末ヤード内残個数

当月仕分け個数

____年 ____月

座椅子等金属製品搬入・仕分け個数内訳

契約件名		栄ストックヤード内粗大金属類等仕分け等業務委託										
日 付	ヤードへの搬入個数											
	粗大ごみ収集受託者					資源循環局事務所		土木事務所		その他		計
						区	個数	区	個数	搬入者	個数	
1日（ ）												
2日（ ）												
3日（ ）												
4日（ ）												
5日（ ）												
6日（ ）												
7日（ ）												
8日（ ）												
9日（ ）												
10日（ ）												
11日（ ）												
12日（ ）												
13日（ ）												
14日（ ）												
15日（ ）												
16日（ ）												
17日（ ）												
18日（ ）												
19日（ ）												
20日（ ）												
21日（ ）												
22日（ ）												
23日（ ）												
24日（ ）												
25日（ ）												
26日（ ）												
27日（ ）												
28日（ ）												
29日（ ）												
30日（ ）												
31日（ ）												
計												

+前月末ヤード内残個数

-当月末ヤード内残個数

当月仕分け個数

履行確認書

日時	年 月 日 () 時 分
委託名	栄ストックヤード内粗大金属類等仕分け等業務委託
履行(確認)場所	
確認者	
契約の相手方の 立会人氏名	

	内容	結果
1	ヤード内について、搬出入に十分なスペースが確保されている	☐ 適正 ☐ 指導【 】
2	搬入・搬出車両が適切に誘導されている	☐ 適正 ☐ 指導【 】
3	解体作業が必要な金属製品について、品名および個数のチェックが行われている	☐ 適正 ☐ 指導【 】
4	搬入物が、仕様書に定められた項目に基づき、適切に仕分けられている	☐ 適正 ☐ 指導【 】
	(資源物の中に可燃物・不燃物等が混載されていない)	☐ 適正 ☐ 指導【 】
	(可燃物の中に資源物・不燃物等が混載されていない)	☐ 適正 ☐ 指導【 】
	(不燃物の中に資源物・可燃物等が混載されていない)	☐ 適正 ☐ 指導【 】
5	解体作業が必要な金属製品について、適切な解体が行われている	☐ 適正 ☐ 指導【 】
6	石油ストーブ等について、灯油等が抜き取られている	☐ 適正 ☐ 指導【 】
7	資源物について、遅滞なく買受業者のコンテナに積載されている	☐ 適正 ☐ 指導【 】
8	可燃物・不燃物の搬出が遅滞なく行われている	☐ 適正 ☐ 指導【 】
9	ヤード内の管理(衛生・安全・私物持込み等)が適正に行われている	☐ 適正 ☐ 指導【 】
10	作業従事者について、仕様書に定められた安全対策上必要なものを着用している	☐ 適正 ☐ 指導【 】
11	その他、指導すべき事項なく業務が遂行されている	☐ 適正 ☐ 指導【 】
備考		

栄ストックヤード 電気使用量報告書 (年 月分)

契約件名

栄ストックヤード内粗大金属類等仕分け等業務委託

検針日／ 年 月 日 検針担当／

今月指示数	前月指示数	差引 (当月使用量)
Kwh	Kwh	Kwh

年 月 日

受託者

現場責任者・業務従事者選定通知書

年 月 日

横浜市契約事務受任者

受託者 所在地

名 称

代表者

廃棄物処理委託契約約款第9第1項及び同条第3項の規程により、次のとおり通知します。

契 約 件 名	栄ストックヤード内粗大金属類等仕分け等業務委託	
受 託 者 名		
現 場 責 任 者	氏名	有する資格(取得年月日)
業 務 従 事 者	氏名	有する資格(取得年月日)

※氏名はフルネームで記入のこと。

現場責任者・業務従事者変更通知書

年 月 日

横浜市契約事務受任者

受託者 所在地

名 称

代表者

既に提出している現場責任者・業務従事者変更通知書を次のとおり変更しますので、通知します。

契 約 件 名	栄ストックヤード内粗大金属類等仕分け等業務委託		
受 託 者 名			
現 場 責 任 者	氏名	有する資格(取得年月日)	備考
業 務 従 事 者	氏名	有する資格(取得年月日)	

※氏名はフルネームで記入のこと。

※既に提出している現場責任者・業務従事者選定通知書(様式9)の記載事項をすべて記載した上で、備考欄に変更項目(追加、削除等)が分かるように記載すること。

年 月 日

栄ストックヤード 緊急連絡網

契約件名	栄ストックヤード内粗大金属類等仕分け等業務委託
------	-------------------------

〔横浜市資源循環局業務課〕

氏名

連絡先

〔受託業者責任者〕

(統括)

氏名

連絡先

(現場責任者)

氏名

連絡先

委託業務 履行完了部分検査申請書

年 月 日

横浜市契約事務受任者

住 所

受託者

氏 名

次のとおり、廃棄物処理委託契約約款第 32 条第 3 項の規定により、委託業務の履行済部分の検査を申請します。

委託業務名	栄ストックヤード内粗大金属類等仕分け等業務委託
履行場所	栄ストックヤード (横浜市栄区上郷町 1570 番地 1 横浜市資源循環局栄工場跡地) ほか 3 か所
契約期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
履行完了部分	令和 年 月分

(様式 13)

年 月 日

完了届出書

横浜市契約事務受任者

受託者

住 所

名 称

代表者職氏名

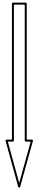
次のとおり処理業務が完了したので、廃棄物委託契約約款の規定により届け出ます。

委 託 名	栄ストックヤード内粗大金属類等仕分け等業務委託
履 行 場 所	栄ストックヤード (横浜市栄区上郷町 1570 番地 1 横浜市資源循環局栄工場跡地) ほか 3 か所
履 行 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
完 了 年 月 日	

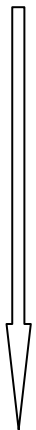
事故における対応について(委託業者)

<大まかな流れ>

事故発生



事故状況の把握



連絡体制の維持



当日の報告

<具体的取組事項>

○業務従事者は、速やかに現場責任者に報告する。
○現場責任者は、事故の規模に関わらず、業務課へ即時に報告する。その後は、どんなに小さなことでも、新しい情報が入り次第、すぐに報告を入れ、連絡を密にしておく。

○事故の状況のうち、知り得る範囲の情報を逐一把握、報告する。
(電話連絡を行うこと)

<把握したい内容>

- ・発生日時・場所
- ・人身、物損の別
- ・発生原因の概要
- ・相手方の名前、年齢(生年月日)、職業、住所、電話番号、怪我の状況、車両・構造物の破損状況など
- ・当方の運転手の名前、年齢(生年月日)、車番、怪我の状況、車両・構造物の破損状況など
- ・搬送された病院、付添い人
- ・警察関係→事情聴取
- ・現場の対応→警察、病院、現場の状況
- ・当日の作業への影響など
- ・現場写真

○連絡体制の維持

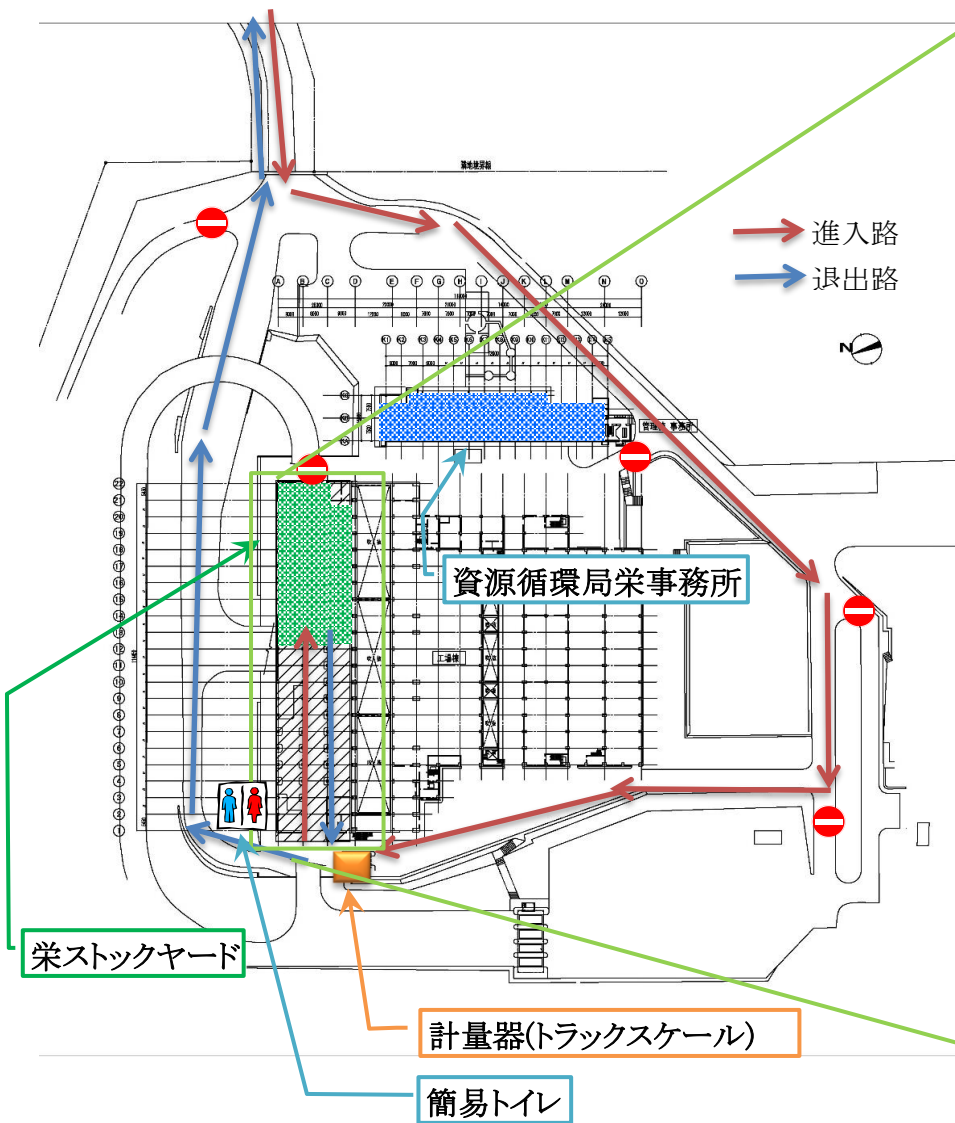
- ・現場対応者から、被害状況など最新の状況を連絡する体制を維持する。
- ・病院での診断結果、相手方の家族との話など

○ 本日の事故状況、被害状況、明日以降の作業への影響など、業務課に連絡し、調整する。
・業務課に電話で連絡したこと、その日の最終的な状況 等を取りまとめ、事故の状況をその日のうちに業務課 に書面で報告する(持込、Eメール、FAX可)。

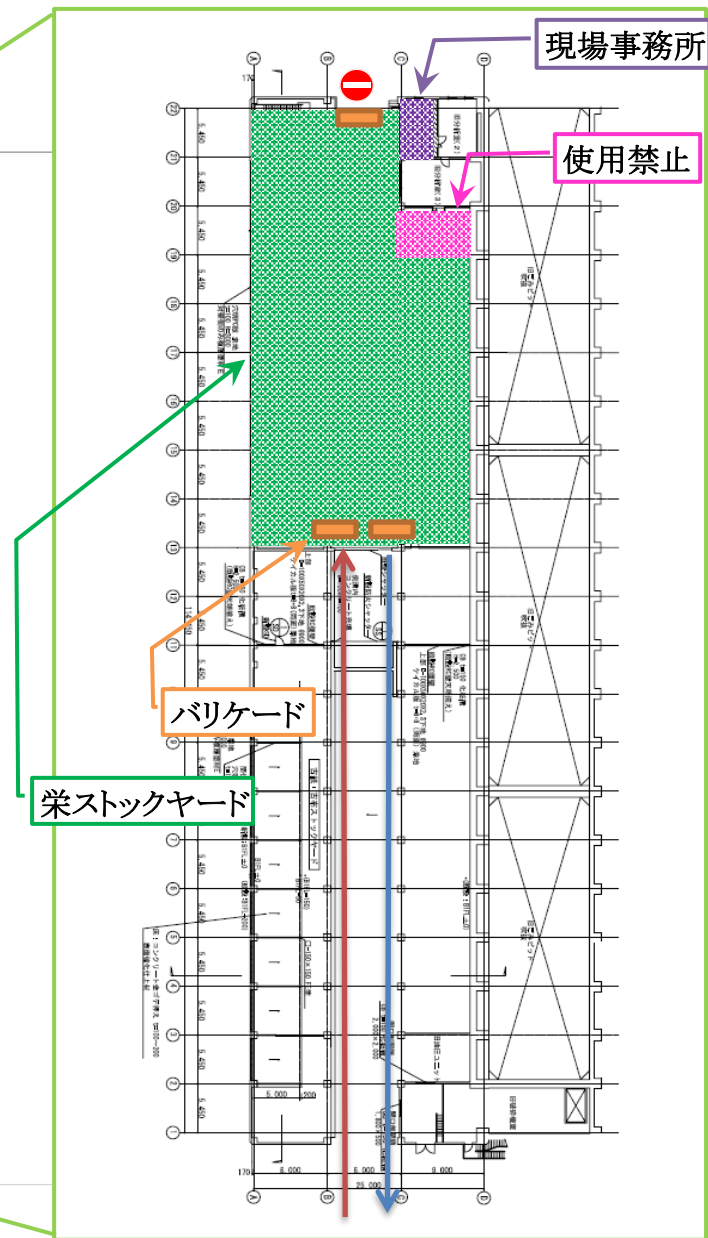
※上記の当日の報告とは別に、後日、「事故報告書」を業務課に提出すること。本市が指示する場合には、「事故指導報告書」等の書類を提出し、再発防止の策を講じること。

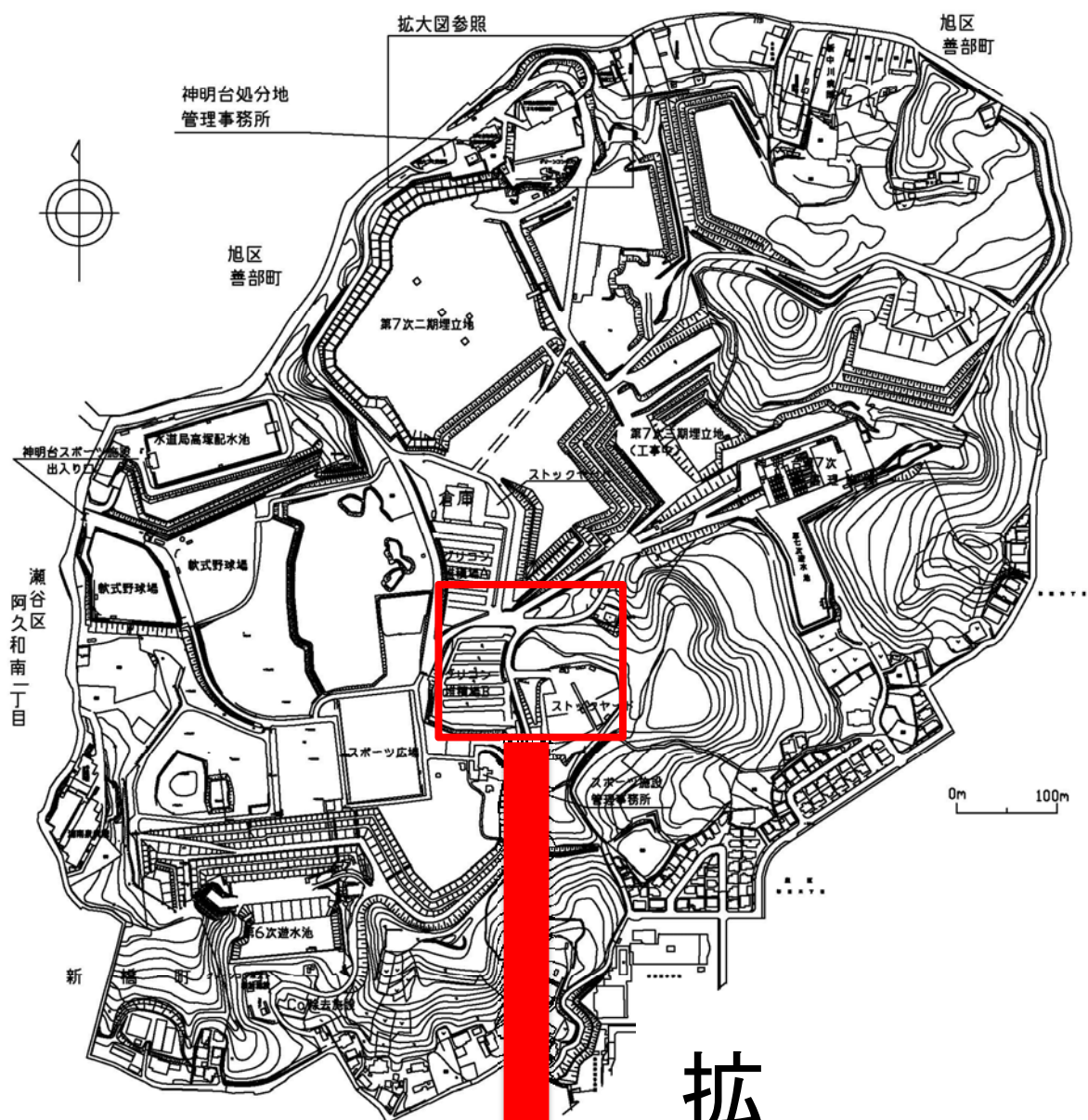
■ 栄ストックヤード案内図

県道23号線(公田街道)

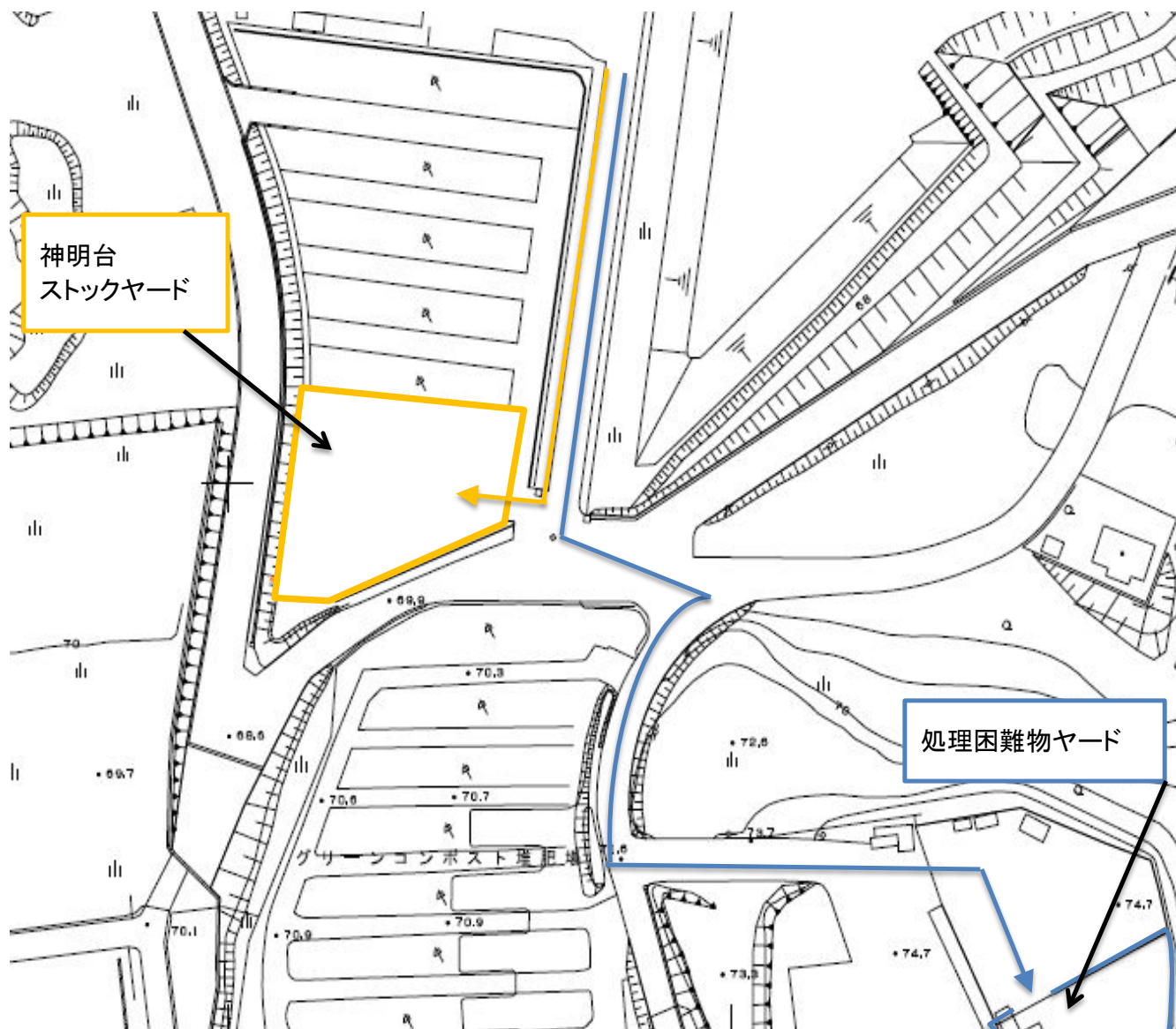


■ 栄ストックヤード拡大図





拡大



神明台処分地 通行ルートについてのお願い

◎神明台処分地へは 県道 鴨居・上飯田線から
搬入路を利用してください。

🚫 処分地搬入者進入禁止



廃棄物処理委託契約約款

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別添の設計書、仕様書、図面、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書記載の契約の履行を履行期間内に全部完了（設計図書に定めがある場合は、契約の履行の目的物の引渡しを含む。以下同じ。）し、委託者は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 履行方法その他契約を履行するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任において定める。
- 4 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、委託者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。
- 12 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(内訳書及び工程表)

- 第2条 受託者は、この契約書を提出する際に設計図書に基づいて、内訳書を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、別添の設計書に内訳を記載することによりこれに代えることができる。
- 2 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、設計図書に基づいて、工程表を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、委

託者が必要がないと認めたときは、省略することができる。

- 3 内訳書及び工程表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。

(着手届出)

- 第3条 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、契約履行着手届出書を、委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が必要がないと認めたときは、省略することができる。

(権利義務の譲渡等の制限)

- 第4条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受託者は、契約の履行の目的物並びに材料のうち第11条第2項の規定による検査に合格したもの及び第32条第4項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

- 第5条 受託者は、契約の履行の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡時に受託者が当該権利の一部を委託者に無償で譲渡することにより、委託者と受託者の共有とするものとする。

- 2 委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当するとしなにかかわらず、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該契約の履行の目的物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

- 3 受託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとする。また、委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当しない場合には、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

- 4 受託者は、契約の履行の目的物（契約を履行する上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしなにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該契約の履行の目的物を使用又は複製し、また、第1条第4項の規定にか

かわらず当該契約の履行の目的物の内容を公表することができる。

- 5 受託者は、第1項ただし書の規定により共有となった著作物を第三者に提供する場合においては、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。
- 6 委託者は、受託者が契約の履行の目的物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。
- 7 受託者は、次条ただし書の規定により第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、前各項に定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 受託者は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（下請負人等の通知）

第6条の2 受託者は、契約の履行において下請負契約を締結した場合は、下請負人の商号又は名称その他委託者の定める事項を、すみやかに委託者に通知しなければならない。（特許権等の使用）

第7条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその材料、履行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（特許権等の発明等）

第8条 受託者は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、委託者に通知しなければならない。

- 2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（現場責任者等）

第9条 受託者は、この契約の履行に当たり、現場責任者を定め、契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。現場責任者を変更した場合も同様とする。

- 2 現場責任者は、この契約の履行に関して従事者を指揮監督するものとする。

- 3 受託者は、この契約の履行の着手前に、契約の履行に従事する者の氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。

（監督員）

第9条の2 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。ただし、市長、水道事業管理者又は交通事業管理者が、それぞれの権限（他の者に委任している場合は、当該受任者の権限を含むものとする。）に属する契約について特に定めた場合には、その氏名を受託者に通知しなくてよいものとする。

- 2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

（1）この契約の履行についての受託者又は受託者の現場責任者に対する指示、承諾又は協議

（2）この契約の履行の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

- 3 委託者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

- 4 委託者が監督員を置いたときは、受託者は、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

- 5 委託者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、委託者に帰属する。

（履行の報告）

第10条 受託者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について、委託者に報告しなければならない。

（材料の品質、検査等）

第11条 受託者は、設計図書に品質が明示されていない材料については、中等の品質を有するものを使用しなければならない。

- 2 受託者は、設計図書において委託者の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。

- 3 委託者は、受託者から前項の検査を求められたときは、当該請求を受けた日から7日以内に、これに応じなければならない。

（支給材料及び貸与品）

第12条 委託者から受託者に支給する材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 委託者は、支給材料又は貸与品を受託者の立会いの上、委託者の負担において、検査して引き渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質、規格又は性能が設計書の定めと異なり、又は使用に適当でないことを認めるときは、受託者は、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 委託者は、受託者から第2項後段の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更しなければならない。

5 委託者は、前項の規定にかかわらず、受託者に対して、その理由を明示して、当該支給材料又は貸与品の使用を求めることができる。

6 委託者は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7 委託者は、前3項の場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

8 受託者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

9 受託者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）があり、使用に適当でないと認めるときは、直ちに、その旨を委託者に通知しなければならない。この場合においては、第4項、第5項及び第7項の規定を準用する。

10 受託者は、契約の履行の全部の完了、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を、設計図書に定めるところにより、委託者に返還しなければならない。

11 受託者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

12 受託者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、委託者の指示に従わなければならない。

（設計図書に不適合な場合の措置等）

第13条 受託者は、契約の履行が設計図書に適合しない場合

において、委託者が、再履行その他の措置を請求したときは、これに従わなければならない。

2 委託者は、前項の不適合が委託者の指示による等委託者の責めに帰すべき理由による場合であつて、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（条件変更等）

第14条 受託者は、契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を委託者に通知し、その確認を求めなければならない。

(1) 設計図書の表示が明確でないこと（設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書が交互符合しないこと、並びに設計図書に誤り又は漏れがあることを含む。）。

(2) 履行場所の形状、地質、湧水等の状態、履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行場所の状態が一致しないこと。

(3) 設計図書で明示されていない履行条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 委託者は、前項の確認を求められたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに、調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに調査を行うことができる。

3 委託者は、前項の規定による調査について、受託者の意見を聴いた上、当該調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者は、当該期間内に受託者に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が委託者及び受託者によって確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書を訂正し、又は変更しなければならない。

(1) 第1項第1号に該当し 委託者が行う。
、設計図書を訂正する場合

(2) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴うもの

(3) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴う

ないもの

- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更を行った場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第15条 委託者は、前条第4項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更の内容を受託者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(代替方法等の提案)

第16条 受託者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

- 2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受託者に通知しなければならない。
- 3 委託者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約代金額を変更しなければならない。

(契約の履行の一時中止)

第17条 履行場所等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受託者の責めに帰すことができないものにより、契約の履行の目的物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態が変動したため、受託者が契約を履行できないと認められるときは、委託者は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに受託者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 委託者は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 委託者は、前2項の規定により契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し、又は従事者、機械器具等を保持するための費用等の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたときその他受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の延長)

第18条 受託者は、その責めに帰すことができない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、委託者に履行期間の延長を請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求があつた場合において、

必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。委託者は、その履行期間の延長が委託者の責めに帰すべき理由による場合においては、契約代金額について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の短縮等)

第19条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、受託者に対して、履行期間の短縮を求めることができる。

- 2 委託者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受託者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。
- 3 前2項の場合において、委託者は、必要があると認められるときは契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更の方法)

第20条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定による履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、履行期間を変更し、受託者に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

(契約代金額等の変更の方法)

第21条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は第19条第3項の規定による契約代金額の変更については、契約締結時の価格を基礎として、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。

- 3 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第23条第4項、第24条ただし書又は第30条第3項の規定により委託者が負担する費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく契約代金額の変更)

第22条 委託者又は受託者は、契約期間内で委託契約締結の日から12月を経過した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して契約代金額の変更を請求することができる。

- 2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前委託代金額（契約代金額から当該請求時の履行済部分に相応する委託代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後委託代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前委託代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち、変動前委託代金額の1,000分の15を超える額につき、契約代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前委託代金額及び変動後委託代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき委託者と受託者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、変動前委託代金額及び変動後委託代金額を定め、受託者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約代金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、同項中「委託契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約代金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする
- 5 特別な要因により履行期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不適当となったときは、委託者又は受託者は、契約代金額の変更を求めることができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不適当となったときは、委託者又は受託者は、前項の規定にかかわらず、契約代金額の変更を求めることができる。
- 7 前2項の規定による請求があった場合において、当該契約代金額の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。
- 8 第3項及び前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

（臨機の措置）

- 第23条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 受託者は、前項の場合においては、その執った措置の内容について委託者に直ちに通知しなければならない。
- 3 委託者は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。
- 4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合は、当該措置に要した費用のうち、受託者が契約代金額の範囲内において負担することが適当でない認められる部分については、委託者がこれを負担する。

（一般的損害）

第24条 契約の履行について生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）は、受託者の負担とする。ただし、当該損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。

（第三者に及ぼした損害）

第25条 契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除き、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。ただし、受託者がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

2 契約の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）を及ぼしたときは、委託者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち契約の履行につき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者がこれを負担しなければならない。

3 前2項の場合その他契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者と受託者とが協議してその処理解決にあたるものとする。

（契約代金額の変更に代える設計図書の変更）

第26条 委託者は、第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第22条第1項、第5項若しくは第6項、第23条第4項、第24条又は第30条第3項の規定により契約代金額を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき契約代金額又は負担すべき費用の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、設計図書の変更の内容を定め、受託者に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

（中間検査）

第27条 受託者は、契約の履行に関し、委託者が必要と認めるときは、契約の履行の完了前に、受託者の立会いの上、委託者の検査を受けなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分につ

いては、委託者がこれを負担しなければならない。

2 中間検査の実施の期日及び場所は、委託者と受託者とが協議して定める。

3 受託者は、中間検査の期日までに、当該検査に係る準備を完了しなければならない。

4 受託者は、正当な理由なく中間検査に立ち会わなかったときは、中間検査の結果について異議を申し出ることができない。

(完了検査)

第28条 受託者は、契約の履行の全部が完了したときは、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、契約の履行の全部の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

3 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

(契約代金の支払)

第29条 受託者は、前条第2項（同条第3項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の規定による検査に合格したときは、委託者に契約代金の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

3 委託者がその責めに帰すべき理由により前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(消費税等率変動に伴う契約代金額の変更)

第29条の2 消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(完了検査前の使用)

第30条 委託者は、第28条第2項の規定による検査前においても、契約の履行の目的物の全部又は一部を受託者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 委託者は、第1項の規定による使用により受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。（前金払）

第31条 受託者は、別に定めるところにより、前払金の支払を委託者に請求することができる。

(部分払及び部分検査)

第32条 受託者は、契約の履行の全部の完了前に、履行済部分に相応する契約代金額について、次項以下に定めるところにより、委託者に対して、部分払を請求することができる。

2 部分払の回数及び時期は、あらかじめ委託者の指定するところによる。

3 受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る契約の履行の完了部分の確認を委託者に請求しなければならない。

4 委託者は、前項の規定による確認の請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、当該確認をするための検査を行わなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者が負担しなければならない。

5 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

6 受託者は、第4項の規定による検査に合格したときは、委託者に部分払を請求することができる。この場合において、委託者は、当該請求があった日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。

(部分払金の不払に対する契約の履行の中止)

第33条 受託者は、委託者が前条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、契約の履行の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、受託者は、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定により受託者が契約の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し若しくは従事者、機械器具等を保持するための費用その他の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第34条 委託者は、契約の履行の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適

合」という。) であるときは、受託者に対して当該契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を求めることができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は、当該履行の追完を求めることができない。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の履行の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(委託者の催告による解除権)

第35条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。

(2) 廃棄物その他の物品等の収集において、正当な理由なく、仕様書に定めた時刻に業務が終了しないことが継続的に生じているとき。

(3) 第9条に規定する現場責任者を設置しなかったとき。

(4) 正当な理由なく、第34条第1項の履行の追完がなされないとき又は同条第3項に規定する代金の減額がなされないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第36条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

(1) 第4条の規定に違反し、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供したとき。

(2) この契約の履行の全部を完了させることができないことが明らかであるとき。

(3) 受託者がこの契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又は認可等を失ったとき。

(8) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号から第3号に定める基準に適合しなくなったとき。

(9) 受託者がこの契約に違反し、その違反により市民または第三者に対し著しく迷惑や損害を与えた、又は信頼を損なう結果を招いたと認められる場合。

(10) 前9号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、委託者が是正を勧告しても、違反が解消されないとき。

(11) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

(12) 第39条又は第40条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(13) 受託者が第44条の2第1項各号のいずれかに該当したとき。

第36条の2 委託者は、神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号。以下、本条において、「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下、「暴力団」という。)、条例第2条第4号に規定する暴力団員等(以下、「暴力団員等」という。)、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。

(2) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反している事実があるとき。

(3) 受託者が、この契約に関して、下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号又は第2号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(4) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者を下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第3号に

該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

(5) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者に契約代金債権を譲渡したとき。

2 受託者が共同企業体の場合にあっては、前項の規定はその構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 第1項の規定により、委託者が契約を解除した場合においては、受託者は、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

4 前項の場合において、受託者が共同企業体であるときは、構成員は、連帯して委託者に支払わなければならない。

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第37条 第35条又は第36条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による解除をすることができない。

(委託者の任意解除権)

第38条 委託者は、契約の履行が完了しない間は、第35条、第36条及び第36条の2に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受託者の催告による解除権)

第39条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(受託者の催告によらない解除権)

第40条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第15条の規定により設計図書を変更したため契約代金額が3分の2以上増減(消費税等率の変動に伴う金額の増減は含まない。)したとき。

(2) 第17条の規定によるこの契約の履行の中止が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えたときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に

おいて、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第41条 第39条又は第40条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による解除をすることができない。

(合意解除)

第42条 委託者は、必要があると認めるときは、第35条から前条までの規定にかかわらず、契約の相手方と協議して、契約の全部又は一部を解除することができる。

(解除に伴う措置)

第43条 委託者は、第35条、第36条、第36条の2、第39条、第40条又は第42条の規定によりこの契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する契約代金を受託者に支払わなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。

2 前項の場合において、第31条の規定による前金払があったときは、当該前払金の額(第32条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を前項の契約の履行の完了部分に相応する契約代金額から控除する。この場合において、受託者は、支払済みの前払金になお余剰があるときは、次の各号に定めるところにより、その余剰金を委託者に返還しなければならない。

(1) 解除が第35条、第36条又は第36条の2の規定に基づくとき。

当該余剰金に、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)の利息を付した額

(2) 解除が第38条、第39条、第40条又は第42条の規定に基づくとき。

当該余剰額

3 受託者は、この契約が解除になった場合において、支給材料があるときは、第1項の契約の履行の完了部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、委託者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、その返還が不可能となったとき、又は契約の履行の完了部分の検査に合格しなかった部分に使用されていると

きは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 4 受託者は、この契約が解除になった場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、又はその返還が不可能となったときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
 - 5 受託者は、この契約が解除になった場合において、履行場所に受託者が所有し、又は管理する材料、機械器具その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件及び前2項の材料又は貸与品のうち委託者に返還しないものを含む。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、当該履行場所を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。
 - 6 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
 - 7 第3項前段又は第4項前段の規定により受託者が支給材料又は貸与品を返還する場合の期限、方法等については、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 解除が第35条、第36条又は第36条の2の規定に基づくとき。
 - (2) 解除が第38条、第39条、第40条又は第42条の規定に基づくとき。
 - 8 第3項後段、第4項後段及び第5項の規定により受託者が執るべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。
(委託者の損害賠償請求等)
- 第44条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- (1) 受託者の責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了することができないとき
 - (2) この契約の履行の目的物に契約不適合があるとき
 - (3) 第35条又は第36条の規定により、この契約が解除されたとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項第1号の損害金の額は、契約代金額に、遅延日数に応じ、この契約の締結時における国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）とする。この場合において、委託者が認めた履行済部分に相応する契約代金額は控除するものとする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。なお、遅延日数は、委託者の責めに帰すべき理由による日数を控除したものとする。また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、履行期間の始期から履行期間の満了までの契約代金の総額（以下「契約代金の総額」という。）と読み替える。

3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者は、第1項の損害賠償に代えて、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

(1) 第35条又は第36条の規定により契約の履行の全部の完了前に契約が解除された場合

(2) 契約の履行の全部の完了前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

4 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された管財人

(3) 受託者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された再生債務者等

5 第1項及び第3項各号に定める場合（第4項の規定により同項各号が第3項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第3項各号の規定は適用しない。

(談合等不正行為に対する措置)

第44条の2 受託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、該当した時点における契約代金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治

法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

- (1) 受託者又は受託者を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第2項の事業者団体（以下「受託者等」という。）が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、受託者等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。
- (2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、受託者等が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。
- (3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、当該期間にこの契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約による業務が完了した後においても同様とする。

3 第1項に規定する場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金を請求することができる。この場合において、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して当該賠償金を支払わなければならない。

（受託者の損害賠償請求等）

第45条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第39条又は第40条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 委託者の責めに帰すべき理由により、第29条又は第32条

の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（契約不適合責任期間）

第46条 受託者が契約の履行の目的物に関して契約の内容に適合しない目的物を委託者に引き渡した場合において、委託者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、委託者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、受託者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、委託者の権利の行使ができる期間について仕様書等で別段の定めをした場合は、その仕様書等の定めるところによる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等、当該請求等の根拠を示して、委託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 委託者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下、この項「契約不適合期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する請求等をしたときは、契約不適合期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 委託者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。

7 第1項の規定は、契約の履行の目的物の契約不適合が支給材料の性質又は委託者の指示により生じたものであるときは、委託者は契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその材料又は指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第47条 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入を受けた場合は、遅滞なく委託者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- 2 受託者は、前項の不当介入を受けたことにより、履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。
- 3 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに委託者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- 4 受託者は、前項の被害により履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

(相殺)

第48条 委託者は、この契約に基づいて委託者が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて受託者が負う債務と相殺することができる。

(概算契約)

第49条 この契約書に概算契約である旨の記載がある契約（以下この条において「概算契約」という。）にあつては、設計図書記載の数量及び契約書記載の契約代金額は概算であり、増減することがある。この場合にあつては、本市が支払う金額は、履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

- 2 概算契約においては、第44条中「契約代金額」は「履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。

(補則)

第50条 この約款に定めのない事項については、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）（水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。）の定めるところによるほか、必要に応じて、委託者と受託者とが協議して定める。